

# 介護老人保健施設 晴和会田上園 利用約款（共通）

介護老人保健施設

（介護予防）短期入所療養介護

（介護予防）通所リハビリテーション

ユニット型介護老人保健施設

ユニット型（介護予防）短期入所療養介護

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション、ユニット型介護老人保健施設、ユニット型（介護予防）短期入所療養介護のサービス利用を提供する介護老人保健施設晴和会田上園（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び身元引受人並びに連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

2 介護老人保健施設晴和会田上園利用約款（共通）（以下「本約款」という。）を交わすことで、当施設の全サービス利用を可能とします。利用サービス毎に重要事項説明書の同意を得ることでサービス提供とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が「介護老人保健施設晴和会田上園利用同意書並びにサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書」別紙2を当施設に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人並びに連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款・重要事項説明書の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。改訂が行われた際は覚書を取り交わします。

(身元引受人並びに連帯保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人並びに連帯保証人を立てます。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）  
であること

②弁済をする資力を有すること

2 身元引受人並びに連帯保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人並びに連帯保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

②当施設利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。

4 身元引受人並びに連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人並びに連帯保証人に代わる新たな身元引受人並びに連帯保証人を立てることを求めることができます。

5 身元引受人並びに連帯保証人の請求があったときは、当施設は身元引受人並びに連帯保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者等は、当施設に対し、終了または退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

通所リハビリテーション・短期入所療養介護利用については、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、利用提供中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用をお支払いいただきます。

2 身元引受人並びに連帯保証人も前項と同様に利用を解除・終了することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合（共通）  
入所されている利用者は要支援と認定された場合
- ②入所サービスにおいては、当施設において定期的に行われる入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合  
通所サービスにおいては、利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画で定められた利用時間を超える場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービス等の提供を超えると判断された場合
- ④利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず督促月の末日までに支払われない場合
- ⑤利用者等が、当施設、当施設職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用いただくことができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、各サービス利用重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、サービスを利用した月毎に請求内容をまとめたうえで、当該月の翌々月の20日以降に請求書及び明細書を発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとし、なお、支払いの方法は、金融機関からの口座引き落としとなります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して口座引き落とし後、2週間以内に領収書を所定の方法により交付します。

#### (記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間は保存します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。
  - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、複写を求めたときは、閲覧、複写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、複写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認めた場合は、閲覧、複写に応じないことができます。
  - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
  - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、複写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は閲覧、複写に応じないことができます。

#### (身体拘束等)

- 第8条 当施設は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束・隔離・薬剤投与その他の方法による行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 身体拘束等を行わなければならない場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件をみたす状態であることを確認、記録します。
- 3 「緊急やむを得ない場合」に該当するか否かの判断は、施設全体判断としての協議により施設長が決定します。
- 4 身体拘束等を行わなければならない場合は、当該利用者及び家族に対して、身体拘束等の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等詳細に説明し理解を得るものとします。
- 5 実際に身体拘束等を行う場合についても、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- 6 身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由等を記録し、その完結の日から5年間は保存します。
- 7 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。(施設職員でなくなった後も同様とします。)但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

①虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を整備する。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

④前3号に掲げる設置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者等が身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### (要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の家族は、当施設の提供する介護保健施設

サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

#### (賠償責任)

第14条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとしします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者等及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとしします。

#### (通常の送迎実施地域)

第15条 通所リハビリテーション・短期入所療養介護の通常の送迎の実施地域は次の通りとしますが、施設の送迎車両で概ね片道30分程度を目途とします。

田上町、加茂市、三条市の一部、新潟市の一部等

#### (利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めるとしします。

#### (業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

<別紙1>

## 個人情報の利用目的

(2025年4月1日現在)

介護老人保健施設晴和会田上園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## <別紙2>

当施設（ユニット型含む）のサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）を利用するにあたり、本約款及び重要事項説明書を受領し、重要事項に関するこれらの内容に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを身元引受人並びに連帯保証人と共に誓約します。

### 記

1. 当施設（ユニット型含む）の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 入所または短期入所サービスにおいては、当施設より退所の指示（通所リハビリテーションを除く）がありました場合は、必ず期日に退所いたします。身元引受人の都合により退所が困難な場合は、連帯保証人が責任をもって引き受けます。
3. 身元引受人、連帯保証人が転居した場合は、遅滞無くお届けします。
4. 利用料等の費用の支払いについては、ご指示あり次第お支払いいたします。万一、支払が滞るような事があった場合は、100万円を限度に身元引受人並びに連帯保証人がその責任を負い、介護老人保健施設晴和会田上園（ユニット型含む）に対し一切迷惑をかけません。
5. 各事業所の利用料金については別紙の重要事項説明書に明記されています。サービスや利用料等の費用の変更については「覚書」をもって承諾することに同意します。
6. サービスや利用料等の費用の変更に関する覚書については、当施設と身元引受人の合意のみで成立することを連帯保証人は承諾します。